

平成21年第22回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年11月20日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 委員 加藤 一夫
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第61号 びくに公園庭球場の臨時休場について
- (2) 議案第62号 石神井図書館の休館期間の一部変更について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議 (1) 幼小連携について〔継続協議〕

4 報告

(1) 教育長報告

統合新校の校章について

就学支援シートの実施について

「地上デジタル放送移行」に伴う区立施設が原因者となる電波障害対策について

学校給食における地産地消の推進について

新型インフルエンザ発生に伴う学級閉鎖等の状況について

専決処分の報告について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時55分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 6 名

委員長

ただいまから、第 2 2 回教育委員会定例会を開催する。

本日は、南が丘小学校の図書室をお借りして、出前教育委員会として行う。開催にあたって、校長先生をはじめ学校の皆様には大変お世話になった。

なお、本日は、定例会終了後、午後 1 時 2 0 分からこの図書室において、南が丘小学校の保護者の皆さんとの意見交換会を予定しているので、日程の進行についてはご協力のほどよろしく願います。

本日は、傍聴の方が 2 名いらっしゃっている。最初にご紹介申し上げておく。

それでは、案件にそって議事を進めてまいりたい。

本日の案件は、議案 2 件、陳情 1 件、協議 1 件、教育長報告 7 件である。

(1) 議案第 6 1 号 びくに公園庭球場の臨時休場について

委員長

初めに、議案第 6 1 号 びくに公園庭球場の臨時休場について、事務局より説明をお願いする。

スポーツ振興課長

資料の説明（説明要旨）びくに公園庭球場の防球ネットとワイヤーの取替を行うとともに、コートメンテナンスを実施するため、平成 22 年 2 月 1 日から 2 月 5 日まで臨時休場することを説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問等を伺う。いかがか。何かあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第61号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第61号については「承認」とさせていただきます。

(2) 議案第62号 石神井図書館の休館期間の一部変更について

委員長

続いて、議案第62号 石神井図書館の休館期間の一部変更について、事務局より説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料の説明(説明要旨)以前の教育委員会で承認した石神井図書館の休館期間の一部を変更することを説明

委員長

それでは、各委員のご質問、ご意見等をお願いします。何かあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第62号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第62号は「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

続いて、陳情案件に入る。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることにしている。

したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

事務局から何かあるか。

生涯学習部長

特になし。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議 (1)幼小連携について

委員長

続いて、協議案件に入る。幼小連携についてである。

この協議案件については、本日5回目の協議をしてみたいと思う。

これまでの協議においては、各委員からの要求に基づく資料が事務局より提出され、各委員からも様々な意見をいただいた。

本日は、これまでの議論で出た課題等を整理し、幼小連携を望ましい方向に進めていくために、教育委員会としての方針を検討し、まとめていきたいと思う。

協議に入る前に、新たな資料が提出されているので、最初に、事務局より説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)幼稚園教育要領等の規定における幼小連携に関する部分を説明

委員長

それでは、協議に入る前に、まず、本日の協議の進め方をお諮りしたいと思う。

これまでの議論を踏まえて、いくつかの項目を設定し、その項目についてこれまでの協議で出てきた意見をもとに、教育委員会としての方策を何点か考えていきたいと思うが、このような方法でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのように進めさせていただく。

それでは、項目の設定についてご意見等があったら伺いたいと思う。いかがか。

教育長

前々回で加藤委員から、幼稚園の教育は小学校の準備教育ではないということがあった。小学校に入るための生活習慣や勉強の面も、例えば平仮名を覚えたりするようなことが、見方によれば、予備教育、準備教育ということになるのか。抽象的にはよくわかるが、幼稚園、保育園と小学校とのつながりは大切だと言われるが、小学校のほうを強調してしまうと、幼稚園の年長における毎日が、学校に行く準備のためになってしまうのであろうか。その辺はどうなのだろう。

幼稚園や保育園での教育や生活は、小学校に入るための準備なのであろうか。そうではなくて、幼稚園、保育園においては、その段階での毎日であり、生活であり、勉強であり、学習であるのであろうか。

加藤委員

資料3の学校教育法において、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」のところで、その「基礎を培う」というものを、ここから先は解釈であるが、1つの準備ととるのか、あるいは就学前の大事な教育ととるのか。それについては、光が丘さくら幼稚園が発表した中でも、幼稚園と小学校教育の違いが示されていて、それぞれ目的があって、それを達成するために教育を行っているのだということを訴えている。

何が言いたいのかというと、やはり幼稚園には幼稚園、保育園には保育園の設立された目的があるので、準備としてとると、非常に制約ができてしまうのではないだろうかということである。

外松委員

幼稚園教育要領の総則の最初には、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」と定められている。人としての基礎を培う部分が入学以前であり、それがその人の今後の人生にも続いていくというような意味が、「教育の基礎を培う」ということには含まれているのではないかと考える。特に入学以前の子供たちには、1年1年が本当にめざましい成長がある。であるから、私は幼稚園教育について詳しくはないが、その年齢にふさわしい教育のあり方があると思うので、そこを踏み外すような連携はしてはならないのではないか。

委員長

今の外松委員のご意見は、幼稚園と小学校とは別に考えるべきだという考えであるか。

外松委員

小学校にあがるための準備だけととらえるのは、まずいのではないかと思う。

青木委員

私は、準備ということ、勉強面だけを考えて平仮名などを前倒しでやるような教育ではなく、大人の話も注意深く聞くことができる、あるいは授業時間中椅子に座っているような生活態度を、幼稚園の中で少しずつ、小学校にあがるために行っていくことと考える。小学校1年生になったら何ができるというものや、何となくこのくらいができていくというもの、昔は漠然とあったと思うが、今はだんだんそれがなくなってきているため、その準備をするという風潮もあると思う。1年生になって教室の中で勉強するための生活態度が身につくための準備というものを、幼稚園でも保育園でも少しずつできるような規定が必要なのではないか。

教育長

保育所の保育指針が改定されて、養護及び教育を一体的に行うということがうたわれたわけである。資料3の2ページの第三章の保育の内容のところ、『「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される』とあるが、これは幼稚園教育要領と同じである。同じであるが、幼稚園のほうでは「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」と書かれているのである。

加藤委員

幼稚園と保育園の違いは、まさに今教育長がおっしゃったようなことである。限りなく保育所の教育が幼稚園の教育に近づきつつあるという発言はしたと思うが、幼稚園のほうでは、以前は6領域だったものが整理されて、今ここに書いてあるような5領域となった。保育の時間に違いがあり、幼稚園は1日の保育時間が4時間程度を標準とするというのに対して、保育園は最低8時間保育時間がある。そういう中で、教育的な要素のほかに養護的な要素を加えないと、幼児の保育というのが望ましい発達を促せないということになってきている。時間もそうだし、保育に欠ける子供を保育する、養護するというのが保育所の設置目的であるから、当然そこには違いがある。

近日、早期教育というものが主張されるようになって、その早期教育では、文字を覚えるとか、数の計算を確認するとか、運動面では幼児の発達をさらに促し、それが小学校教育と結びついて、こういう効果があるなどと言っており、そのような考え方を進めていくと、先ほどの準備教育にだんだん流れていってしまう。

幼稚園は幼児期にふさわしい教育をしていくということで大きくとらえれば「生きる力」の基礎を育てている。3歳、4歳、5歳の人間的に発達する途上にある子供たちの、人間としての基礎的なものを教育していこうということである。しかも、学校のように時間割などがなく、1日が生活単位で、その中の遊びを通して保育をしていくわけであるから、遊びの中に言葉のことも出てくれば、数のことも出てくる。ところが、小学校

では、国語、算数、社会、理科などの時間割で進められている。この辺で見たときに、我々が今話し合っている連携を図ることはとても大事だと思うが、準備教育という意識で連携を図ってみることは、私は誤りだと思う。

教育長

今のお話の中の「生きる力」については、保育園児も幼稚園児も同じである。そこが共通項になる。今、加藤委員がおっしゃったように、幼稚園が、非常に保育園化しているところがあり、逆に保育園は幼稚園化しているところがある。したがって、文部科学省と厚生労働省とでの所管の違いや保育に欠ける子と欠けない子という分け方はあるが、それは親の都合であって、子供の立場から見ると同じになりつつあるのか。

加藤委員

この話を始めたときにも、教育長からもそれに近いご発言があって、私も発言したことへの繰り返しになるが、幼稚園に在園する子供でも、保育園に在籍する子供でも、あるいは未就園児でも、幼児の望ましい発達を行政でどう支援していけるのかというあたりから出発しないといけないだろうと思う。しかし、その範囲が非常に広いし、行政の縦割りもあるため、なかなか1つにまとめるのは難しい。基本的な部分では、簡単に言えば、「生きる力」を育てる教育をしている。

教育長

それと、その子供たちは、みんな小学校に行くわけであるから、小学校とのつながりをどうするのかということである。

委員長

2ページの第3章の保育の内容で、「実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることを留意することが必要である」とあり、『「養護」とは、「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである」とある。また、「教育とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される。」とあり、そして最後に『「生命の維持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。』とあるが、確かにそういうことである。教育として考えれば共通のことである。そして、小学校につながっていくということを考えた場合には、幼小の連携を図っていくことは非常に大切ではないかと感じている。

教育長

これまで5回協議してきた中で、就学前と就学後とのつながりの話を何回もした。そのほかに、幼稚園と保育園とは別建てになってしまっているが、幼稚園と保育園との連携なり、子供を中心に研究することも必要だろう。ところが、今は、幼稚園と保育園との連携が欠けている。国でも所管が分かれているくらいである。要するに横同士の関係

について、どのようにしていけばよいかということがある。それと幼稚園、保育園と小学校との縦の関係と、2つに大きく分ける必要があると思う。教育委員会は保育園を所管していないので、あれこれ言えないし、私立幼稚園がどのような反応を示すかというところがあるが、幼稚園の関係者と保育園の関係者が一緒に会って、テーマを決めて話すことも必要なのではないかと考えるが、どうなのか。

加藤委員

私は、これまでの話し合いの中から、大きく3つぐらいに整理してきた。

1番目は、公立の幼稚園5園、私立の幼稚園42園と69の区立の小学校との連携である。これは私たちの守備範囲で、相当具体的に話をしたと思う。

2番目は、保育園と小学校との連携である。保育園にも区立、私立があるが、公立は60園ぐらい、私立はどのぐらいあるのか私も調べてない。

教育長

十数園ぐらいであろう。

加藤委員

3番目は、連携に関する課題として、今おっしゃった幼稚園と保育所との関係である。それは日ごろから何かやっていない限り、前の2つの枠組みにつながってこない。この3番目は、ほとんど手をつけられていないのではないかと。

委員長

現場の先生方が、事前にその子供の状況や内容がわかれば、それなりの対応はできるのではないかと。幼稚園の研究発表で、小学校の教育内容がわかっているならば、よりよい教育ができるのではないかなという意見も出ている。

確かに組織的には、保育園と幼稚園とは別なものであるが、教育そのものを考えた場合には、ある程度の連携を保つことが必要だと考えているが、いかがか。

教育長

新しい形として認定こども園がある。認定こども園は幼稚園と保育園の中間型である。幼稚園、保育園、認定こども園と3種類があり、その3者が一緒にいろいろなことを話し合ったほうが良いということは、おこがましいことなのかもしれない。それぞれでいろいろなことをやっているかもしれないが、そういった機会を設けてほしいというような声は現場からはない。それぞれが独立しているのだろうか。その辺はちょっとわからないところがある。

外松委員

例えば私立幼稚園の場合であるが、私立幼稚園に子供が通っている家庭には、区から補助などがあり、現実には行政も、幼稚園に入っているご家庭をバックアップしていると思う。そういった関係を通して、園長先生方と行政との話し合いは、今までに行われ

ているのだろうか。

学務課長

学務課で私立42園の補助金の支出をはじめとした業務上の関連がある。園長会が定期的で開催されているので、何か連絡事項等があれば、行政側がその場に出向いてお話をさせていただくという機会はある。本年度もあったし、そういった関係は定期的に持つようにしている。

外松委員

関連して質問がある。そうすると、園長会に出向いたときに、最近の園児の傾向や、学校にあげた卒園児の入学状況などが園に情報として戻ってきて考えるところがあるなどの生の意見が、園長先生方から、今まで出たことがあるのだろうか。

教育長

私立幼稚園のそもそもの権限は教育委員会にはない。権限は区長部局の総務部にあることから、補助執行という形でやっているため、補助金などの事務的なことが中心である。私立幼稚園との関係を説明してほしい。

学務課長

私立幼稚園に対する補助金など、いろいろな角度から支援している。そのやりとりの中で、私立幼稚園協会の会長をはじめとした方からの要望もあるし、それを受けながら行政としてどのようにしていくかということも考えている。また、保護者に対する負担軽減の補助金についても、その事務手続などは、私立幼稚園を通じて行っている。そういった現金の支出や具体的な事務手続などのいろいろな関係で私立幼稚園とのやりとりは、日常的にあるという実態がある。

教育長

私立幼稚園との関係は、そういった分野だけなのである。であるから、今ここで話しているようなことを私立幼稚園協会に話をすると、どうとるかということは非常に疑問で、我々が今議論している内容とは違われ方をするかもしれない。ただ、幼稚園と保育園との関係や、幼稚園・保育園と小学校との関係などをこれから提案するには、教育委員会としてこういう点が必要で、こういうふうに我々は思っているが、どうかというところから始めるべきではないか。私立幼稚園協会や保育園から、別に必要ないとなると話はそれで終わりになってしまう。しかし、子供は全員小学校に行くのであるから、幼稚園から来た子も保育園から来た子も、みんな楽しく毎日過ごせるようにしていくことは共通である。そのことについて、幼稚園の方と保育園の方、それといずれは家で子供を見ている方も入れた場を設け、意見交換をする必要があるのではないか。

加藤委員

我々が話し合いを始め、基本的に共通認識した、練馬の子供の望ましい成長・発達を

どうするかということについて、教育委員会が私立幼稚園の協会や保育園に呼びかけることは、さしつかえないのではないか。

委員長

私立幼稚園から公立小学校に何%ぐらい入るのか。

教育長

練馬区で、国立や私立の小学校にいく子供は5%切っている。したがって、ほぼ全員が区立の小学校に入ってくると言ってもいいぐらいである。3割が保育園から、6割が幼稚園から、1割が未就園児である。それはここ10年ぐらい動かない。

加藤委員

外松委員の質問に対して事務局からお話があり、それはそれでよしいのだが、少し付け加えると、教育内容の中核になるのが教育課程である。教育課程の編制をして、区立の小学校や中学校はそれぞれ教育指導課に届出をする。公立の幼稚園も届出をする。しかし、私立幼稚園は、教育指導課へは教育課程の届出をしない。やるとすれば総務課がやるのだろうが、総務課にはそういう担当の部署もないし、そういうことをやっていない。教育の中核になる、あるいはベースになるものが教育課程の編制の実施だとすると、そういうことをやっていないから、行政が援助などで話し合いをしても、外松委員が質問されたような、教育の内容的なことや育ちの面などは、そこではあまり出てこないのではないだろうか。それは、そのような仕組みになっているからである。

委員長

練馬の子供たちの教育のレベルを上げていく、あるいは教育を充実させるということを考えてときに、幼小の連携が必要ではないかということからこのような議論が出ていくと思うが、これを完全に縛りのようにしてしまうと、きついと思うが、語りかけることによって、保育園も幼稚園も協力してやっていく必要があるということになれば、横の連携がとれていくのではないと思うが、いかがか。

教育長

今までの議論にあったが、前提になるのが、その子供たちが行く先の小学校の、校長以下の教員が、幼稚園、保育園からあがってくる情報を知り、それを生かす気持ちがないといけないということである。それがベースとなる。そのベースはあるという前提で話しているので、そのようなことは関係ないということだと、全く話は進まないのである。そのところはしっかり押さえて、まず区立の小学校を設置している練馬区教育委員会、あるいは学校が、子供一人一人に応じた教育をしていく覚悟があるということを見せないと、保護者にしっかり見えるようにしなければならない。幼稚園や保育園、保護者にそれを見せない限り、今までと同じである。そのところのつながりは教育委員会がしっかりとしなければいけないと思う。

加藤委員

練馬区の教育委員会の教育目標に、以前には家庭教育ということは入っていなかった。それを入れるか入れないかということについて相当議論した結果、やはり必要だということで、家庭教育を1つの柱として教育目標に位置づけた。小中連携、幼小連携が近年話題になってきて、あまり教育委員会の中では議論したことのない新しい課題として今やっているのである。教育長がおっしゃるように、連携を考えていけば、双方の、また特に学校のほうにそういう意識を高めてもらい、子供の成長、発達を促進させることが必要ではないか。小1プロブレムや段差がないこと、不登校もないこと、学級崩壊もないというものを目指していったときにこのような話が出てきたのである。行政が議論して、ある意味では学校がその議論の結果を活用してもいいのではないか。

教育長

以前に、外松委員が現職のころに幼稚園を回ったとおっしゃっていた。しかし、練馬区ではそこまではできていない。幼稚園や保育園から、1つの学校に行くのではなく、いろいろな学校へ行くからである。ただ、その気持ちがあるかどうかである。今までの議論の中でも言ってきたが、縦の連携の中では、もっと早い段階からいろいろなところと交流を持つことが必要である。

外松委員

小学校では、低学年で生活科が位置づけられている。生活科こそ、幼小の連携で一番大切なところではないかと思う。先ほどから加藤委員が言われるように、幼稚園の遊びを通していろいろなことを学ぶということと生活科は、共通項があると思う。机の前に座ってずっと学習し続けるのではなく、生活科は、自分の体を使い、体験をする中でいろいろなものを学び取っていくという教科であるため、生活科と幼稚園教育、保育園教育とは重なる部分がある。小学校の先生は、もっと幼稚園等の授業参観などを通して交流を図り、どのようにそこで子供たちが音楽を学び、造形を学び、言葉を学んでいるかということ学ぶ必要があるのではないかと思う。それは、その後も生活科の授業を組み立てるときに大いに生きるだろうし、最近の子供の様子も実際に自分の目で見て感じ取ることもできるだろう。何十年前の子供と今の子供とでは、幼稚園の教育のあり方も少しずつ、根本は同じでも変わってきていると思う。であるから、幼稚園の実態は、生活科の指導計画や学校生活の指導計画などを作成するうえで、非常に参考になるのではないかと思う。

委員長

幼稚園の先生方も、自分たちの幼稚園を巣立っていった小学生がその幼稚園にきて、一生懸命に幼稚園の子供たちに教えている姿をみれば、連携の必要性を感じるのではないだろうか。ただし、その前に、先生方に認識をしっかりと持ってもらって、練馬の子供たちをどう教育していくかということを実際に議論してもらった必要があるのではないかと思うが、いかがか。

加藤委員

外松委員がおっしゃったように、生活科などが、幼稚園や保育園との接点になるだろうということについては、私もそう思う。練馬でも、私が住んでいる近辺の小学校などでは、町探検といって、子供たちが数人グループを組んで母親が動員されて、ボランティアで安全のためにつくというような活動がある

委員長

幼稚園の子供たちが保育園に行き交流を図るといことはやっているのだろうか。

教育長

どこもそうだとはいえないが、預かり保育を実施している幼稚園では、預かり保育で子供を預けている保護者の方と、預かり保育ではない保護者の方では、若干考え方が違う面もある。どのようにとらえていくのかというあたりが難しい。保育園に預けている保護者の方と幼稚園の保護者の方が同じ土壌でどうなのかということについては、いろいろ話を聞いていると、子供を中心に考えれば同じなのだろうが、難しさがあるような感じがする。

もう一つは、先生方が先ほどおっしゃったようなことにまで力を注げるような体制づくりにするのはどうしたらよいかということである。毎日毎日の学級経営で忙しくてそれどころではなく、今いる子供たちのために、学級経営補助員をつけてもらうなどしている中で、次に来る子のことに手が回らないというのが実態ではあると思う。したがって、そういった時間をとれるように学校としてあるいは教育委員会として考える必要がある。

例えば、給食費の問題なども、先生が給食費を集めるため、あるいは学級教材の費用を集めるために、時間をとるのはどうかということで、いかにそこから先生の手間を外すかという対策をしているが、それも60年間ずっと続いていることであるから、それを少しずつ変えていくのはなかなか大変である。先生が学校のこと、子供たちのことに専念できるようにしていくべきである。苦情に対しても、教育委員会が積極的にかかわって、学校側の負担を少しでも少なくしているところである。

これまでの話から、幼稚園と保育園の横の関係をどのように持っていくかということと、小学校と幼稚園、保育園との縦の関係をどのようにしていくかということである。

委員長

先生からの幼稚園と保育園との試験的な連携の話を知ると、連携していくことは必要だと思うが、それにあまり縛りをかけてしまうとまた問題があると思う。何らかの形で連携することは、両方にとってプラスになるのではないかと考える。

教育長

練馬区でも、スタートが違うものを一緒にするというだけでは、学校応援団と学童クラブが連携に努めている。スタートが違うため、頭の中ではわかるのだが、いろいろなものがかかわって来ると1つにはなかなかできない。幼稚園と保育園もスタート

が違うため、こども園などでは幼稚園と保育園を1つにしようという形ができてきているが、長い歴史の中で、保護者の全国的な組織がそれぞれあるのである。応援団には全国組織がなく、学童クラブには全国的組織があり、そういった中で一緒にしていくというのはなかなか、難しいことがあるが、子供を中心に見た場合にはやらなければならない。今、教育委員会でも、就学前と就学後の連携を強める必要があるということで協議しているのだが、苦労があるところである。

加藤委員

一口に言ってしまうと、歴史的経緯があるわけである。小学校であれば、明治の初めから学校の文化、歴史、校風などがある中で意識変革を図っていくのはなかなか難しい面もある。同時に幼稚園、保育園もそうである。しかし、くどいようであるが、子供の望ましい成長・発達をいかに援助していくかという点で考えてみたときに、どうしても連携を欠くことができないということになる。

教育長

長い歴史の中で、社会はどんどん変化してきている。家庭環境も、社会環境も、地域環境もすべて変わってきていることは、100人に聞けば100人そうだと言うことであると思う。自分たちが生まれた時代と今とは違い、外に遊びに行く場所もないため、学校でやらなければいけないことが出てきた。あるいは、少し前まで学校は土曜日も授業を行っていて、今よりたくさんの時間勉強していたが、それも減ってきてしまっている。その後、授業時数が足りないのではないかとされているが、それを直すのは大変である。大きな時代の流れに沿って、変えていかなければいけないものは変えていかなければいけないだろう。

特に就学前、就学後というのは、子供たちの環境が変わるため、いろいろな子供が出てきているのである。子供自体は、明治時代の子供も今の子供も変わらないが、子供を取り巻く環境が変わってきてしまっているため、その子供たちをそれぞれの時代に合った子供にしなければいけないのである。将来、社会につながっていくこともあり、子供の基本的なところはしっかり押さえていかなければいけないということで、小学校に入ってからではなくて、もう少し早めの段階から子供たちをずっと見ていこうという気持ちをもつことが必要である。教育委員会の仕事だけではないと思うが。

青木委員

今、教育長から時代に合った子供にも育てなければいけないという話があったが、あまりにも時代に合った子供になってしまうと、世の中がおかしな方向に進むと困ることになるので、練馬区の子供たちはこういう子供だということは死守するべきではないかと思う。その子を育てるために、幼稚園、保育園時代から小学校にあがるころぐらいいい、まずは小学校の先生たちが、幼稚園、保育園の子供たちに望む姿などの目的を、幼稚園、保育園のほうに、先生方からの要望で熱意を持っておろしていくという形にしないと、教育委員会のほうからの要望だとうまくいかないところがあると思う。

教育長

教育委員会がいろいろなことを考えてやっても、変化を嫌う人も必ずいる。ただ、私は専門家ではないが、例えば言葉一つとっても、江戸時代、明治時代の話し言葉と今の話し言葉とでは、随分違うらしい。それと同じように、今の子供の間で話されている言葉でわからない言葉がたくさんある。例えば、「むかつく」という言葉は、我々の子供のころは使わなかったが、今は当たり前のように使っている。あと10年もすれば、それが普通の気持ちになってしまうかもしれない。つまり、時代とともに変わっていくということである。

委員長

時間もなくなってきたので、これまでの議論の内容を確認したいと思う。連携していくことは必要であり、組織上の問題などを検討し、きちんと対応していくことによって、今の子供たちに対する教育を充実させることができるであろうということについては皆さん同意だろと思う。

それから、幼稚園、保育園と小学校との連携、あるいは、自宅にいる子供たちに対する支援も含めて就学前の教育の充実ということを考えたときに、ある程度支援する必要があるだろうということであった。これらを行うためには、幼稚園、保育園の先生方、あるいは学校の先生方に、認識をもってもらい理解をしてもらうということが必要ではないかというご意見であった。

加藤委員

教育委員会の対応を3つに分けて文書にまとめてみた。

1番目の、公立幼稚園5、私立幼稚園42と区立の小学校69との連携については、今まで出てきた話から大体5つぐらいになるのではないかな。

1つ目の対応策は、修了、入学時の連携についてである。の抄本・写しを活用、の就学時健診の活用ということがあった。活用というのは幅がすごく広い。の幼小担任教員の情報交換について、小学校の新1年生はまだ決まっていないと言うのであるが、決まっていなくてもつくろうと思えばつくれるし、現にやっているところもある。それから、の小学校の参観などが出てきた。

2つ目の対応策は、教育活動の連携である。については、運動会や展覧会などを見に来てほしいということや見に行こうというような、まだ参観的なものである。それがになると、活動するものになって、運動会に行き一緒に演技をする、フォークダンスをするなどの行事や、先ほどの外松委員の生活科の話なども活動するものに入るのである。として、一方交流から相互交流としてあげた。私は全部つかんでいるわけではないが、幼稚園が小学校に行つての交流と、小学校が幼稚園に来ることの交流もあって、どちらかといえばどうなのだろう。本当は両方の交流があつて初めて連携になるのではないかな。それから、として、今、盛んに学校公開などを実施しているの、そういうものの周知や参加などが教育活動をするための連携になる。

3つ目の対応策は、研究・研修の連携である。近隣の幼稚園と小学校とで共同研修会などを実施できたらいいと思うし、今日提出された資料の中にもそういったことの実施

について記載があるが、ほとんど実施されてない。その次に行くとなお難しいが、同じテーマをつかって近隣の幼小で共同研究をすることである。あとは研究発表会の工夫を掲げた。練馬区は研究発表会が大変盛んで、いろいろな小中学校で実施しているが、そういうものの共同研究ではなくても、分科会などに双方が出席するなどの発表会の持ち方の工夫なのである。については、教育委員会がどこまで手を出せるかわからないが、幼稚園には教育研究会があり、小学校には教育会があるが、交流共同研究をやっていないので、側面から何か働きかけることができるのではないか。

4つ目の対応策が一番難しく、教育課程の編制・実施の連携である。園行事、学校行事の連絡・調整については、初歩的な教育課程の編成・実施の連携であるが、園行事と学校行事が重なってしまうと、非常に問題があるので、重ならないようにするため、私どもも行っていることである。あとは、共同実験校における実践研究と、の幼小連携した教育課程の編制・実施である。さくら幼稚園もすばらしい研究発表を実施したときがあったが、幼稚園から小学校に向けて叫んでいるだけで、それに小学校はこたえてないところもあり、本当の意味ではまだこれからのことである。

5つ目の対応策は、保護者啓蒙の連携についてである。これは挙げればきりがないと思うが、就学時健診、新1年生の保護者会、これらあたりはほとんどの小学校でやっているようであるが、内容がどんなくあいなのか。それから、学校説明会、学校公開、幼・小の教育情報の提供、教育相談・就学相談が出てきたと思う。

1番目の対応策の1から5ぐらいまでは、練馬の教育委員会として何とかできる。ところが、2番目の課題については、保育所と小学校の連携は、保育所児童保育要領の写しを送付することと決まったので、これからは保育所からあがってくると思うが、その辺をまず手始めにする。保育所と小学校との連絡、連携の内容とか方法はどのようになるのかわからない。1番目の対応策の1から5までが参考になって、これから検討されることになるであろう。それから、7の未就園児について、先ほど教育長から1割ぐらい未就園児がいるという話があった。未就園児あるいは家庭への対応に手がつけられないままである。

最後の3番目の関連する議題で、先ほど言ったが、公立・私立の保育園と、公立・私立の幼稚園との連携は全く手がつけられていないので、この辺が一番残される課題だろうと思う。

そのようなことを話し合ってきたと思う。なかなかうまく思っていることを伝えられなところもあるし、皆さんから、落ちていたものなどを出していただいて、まず第一段階のまとめの方向に進められればと思っている。

教育長

これまで協議してきた内容である。それについて具体的にどうするかは次の段階になると思う。

委員長

今、加藤委員から資料を出していただいた。大変よくまとめていただいた。これがうまく実現していけば、大変な教育効果が上がっていくだろうと想像している。

3つの項目でスタートしたらどうかということであったが、いかがか。

教育長

加藤委員にまとめていただいた内容は、これまで教育委員会で議論してきたことを整理していただいた項目である。それぞれ中身はあるが、教育委員会が協議をしているというのは、教育委員会として、練馬区として必要だから議論しているのである。その辺のことをしっかりと次回定義づけていく。必要なのだということが、文書化されていないので、文書化していくことが必要ではないか。そうしないと、何で教育委員会が保育園の分野まで手を出しているのかとなってしまうのである。先ほど申したように、子供は義務教育を受けることになるのであるから、義務教育の責任を負っている教育委員会、学校が、ぜひこういうことも必要なのだ、それが子供にとって非常によいのであるということをしかりと定義づけた上で、具体的にはこういうことをやっていこうという形でまとめていく。小学校を持つ教育委員会としては、入り口のところから一緒にやっていく必要性が出てきているということ、保護者の方にも理解してもらわないと、この話は進んでいかない。そこをしっかりと確認した方がよい。

委員長

今日加藤委員から案を出していただいたが、これからは、この案をもとに話し合いながら、子供たちの教育を考えていくということはいかがか。

教育長

今日のところはそれで結構である。

委員長

それでは、各委員から多くの意見をいただいたので、本日のところは日程の関係もあるので、次回以降に「継続」としたいと思う。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

次回に事務局でまとめたいうえ、資料を提出していただければありがたいと思っている。それでは、この協議案件については「継続」とする。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、光が丘の統合新校の校章、就学支援シートの実施、「地上デジタル放送移行」に伴う電波障害対策、学校給食における地産地消の推進、新型インフルエンザの発生に

伴う学級閉鎖等について、各課長から報告させていただく。

委員長

それでは、報告の 番について、説明をお願いします。

新しい学校づくり担当課長

資料の説明(説明要旨)光が丘地区の統合新校の校章について、児童、保護者、教職員、地域の方々から公募した図案をもとに、統合準備会で協議し決定した旨を説明するとともに各学校の校章のデザイン等を説明

委員長

ご意見、ご質問等あるか。

教育長

光が丘夏の雲小学校の校章だけが「の」がないのは、なぜか。

新しい学校づくり担当課長

統合準備会の協議の中で、どういう言葉を入れるかということがあった。例えば光が丘四季の香小学校は、もともとの案は「香」という字だけが入っていた。また光が丘春の風小学校は、もともとが「春」というものであった。それぞれの統合準備会の中でどういう言葉を入れるかということでこのような形になっている。今お尋ねの光が丘夏の雲小学校であるが、ここだけ「の」がないということになっているが、デザイン上「の」が入りにくいということとあわせて、校名の由来になった夏の雲公園であるが、地域の方が「夏雲」と呼んでいるといったことから、「の」がなくてもなじみがあるのでこれでいいのではないかとということでこのような形に決まった。

委員長

大変すばらしい校章ができたと思っている。ほかにはないか。
ないようであるので、それでは報告の 番について、説明をお願いします。

学務課長

資料の説明(説明要旨)これまで試行で実施してきた就学支援シートについて、試行期間中の課題や教育委員会で指摘されたこと等を踏まえ、今年度より本格実施することを説明するとともに、試行の経過、実施時期、実施の流れ等を説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

外松委員

何点かある。今、ご説明いただいたように、就学支援シートが大きく変わるのには、保護者がみずからいろいろ働きかけて、わが子の入学後の生活がスムーズに行くようにこのシートを活用していくところだと思う。

資料5の2ページの4番で、実施の流れが記されているが、保護者はどこでそのシートを手に入れることになるのか。

学務課長

園にシートを配布し、ポスター掲示をして、そのポスターをみてシートを必要とされた方が園側に申し出てシート用の紙をもらうというかたちである。

外松委員

実際の就学支援シート（案）であるが、4ページ目の5に「保護者の願い」という欄があるが、保護者の願いというのは、実際は学校生活を送る上で配慮してほしいことをここに書いていただきたいのである。したがって、そのことがもう少しダイレクトに率直に伝わるような文言にしたほうが、保護者が記入するときに視点がよりはっきりするのではないだろうか。

その隣の3番で「担任から学校へ伝えたいこと」についてである。要録もあるしどうなのだろう。保護者が目を通すため、園でも文章表現に非常に心を配るところではないかと思うが、1ページのシートの役割の(2)の「苦手な環境や人のタイプ、情緒が不安定になったときの対応の仕方」と「児童に合わせて工夫した指導内容や教材・教具、言葉かけや補助の仕方」が非常に具体的で、新1年生の担任には、そのような内容の記入があれば指導における大きなヒントになるのではないか。しかし、これを園側で記入するのなかなかむずかしいところはある。このような様式になっているが、就学支援シートを配布する園に対し、本日の資料のように、幼稚園や保育園の先生方にシートの役割などをきちんと文言で知らせ、このような視点で書いていただきたいということがあれば、十分にこの様式のままでもよいかと思うが、その辺の心配りが必要である。

委員長

いかがか。

学務課長

何点かご指摘をいただいてありがたいと思う。1ページの役割と、具体的なシートの欄については、いただいたご意見を踏まえながら最終的に決めてまいりたいと思っている。また、園に対する負担にもなるので、説明書き等にも工夫しながら、負担をかけないですぐに実質的な効果があがるようなやり方をとりたいと考えている。

青木委員

小学校に初めて行く保護者は、支援シートを学校に提出する際に、小学校のことがほとんどわからないため、どこのだれに連絡をするか、あるいはどのような時間帯にどう

やって持っていくなどがわからないと思うので、シートを入れる封筒などに具体的な連絡先等を記載するなど、シートを活用しようと思った保護者への配慮を考えていただきたいと思う。

学務課長

そういった簡単な流れは書いてあるところがあるが、ご意見を踏まえて、表現について工夫できる点は工夫をしてみたいと思う。

外松委員

シートを受け取る小学校側の体制が非常に大事になってくると考える。何とか小学校にあがる際の段差を解消して、楽しい小学校生活を送っていただくために、保護者の方にシートを書いていただくので、受け取る小学校側に十分周知されるような状況が、非常に大切だと思う。

教育長

教育指導課長、新1年生をもつのは、新しく4月にその学校にくる先生の確率が高いのか、今までいる先生の確率が高いのか。

教育指導課長

校長は、現在いる教員については、その特性や力量を把握できる。新しく来る教員については、3月に区教委を通じて、その教員の特徴などを書いた書類を見るとともに学校で面接を行う。その書類と実際に会った感じの特性を判断して、総合的に高学年である先生、中学年である先生、新1年生である先生と、校長として自分の心の中で決定をし、それを職員に言うのは3月25日の終業式の日が通例多い。違う学校にいる先生には、その該当校の校長に新1年を担任することになったことを本人にも伝えてほしい旨を話すというのが一般的である。

委員長

ほかはよいか。

それでは、報告の 番について、説明をお願いします。

施設課長

資料の説明(説明概要)地上デジタル放送の移行に伴い電波障害が解消されることから、これまでの区立施設が原因となる電波障害対策を終了する旨を説明

委員長

質問等はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告 番について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨)平成 18 年度から平成 20 年度までの地場産物の使用実績の推移、平成 20 年度地場産物(区内産)の使用食材の内訳、今後予定されている全校一斉地産地消給食の日程等について説明

委員長

質問等はあるか。

教育長

全食材数に対する地場産物の使用割合は、量などではなく品目で算定しているため、目標の 10%にするには大変なことである。

青木委員

キャベツと練馬大根のそれぞれの工夫したメニューがわかれば、教えていただきたい。

保健給食課長

キャベツについては、先ほどポトフを例に挙げたが、それ以外にロールキャベツなどいろいろあるので、機会を見てそのようなものを用意させていただいて、委員にお渡しするということがよいか。

教育長

経済課で、大根を使った料理のレシピを募集して、20種類ぐらいのメニューをまとめた冊子があると思うので、それを青木委員にお渡しすればよいのではないか。

外松委員

地産地消の使用割合が、食材数の 10%という目標を掲げているのだが、目標達成に対する具体的な対応を教えてください。

保健給食課長

具体的には栄養士が主となるが、平成 19 年度の計画策定以来、意識として地産地消を進めている。一般の小売商の方に対して指定することや、ご近所の農家と折衝する場合に、地産している学校のノウハウなどの情報を交換するということを進めている。

委員長

それではつぎに、報告の 番について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨) 新型インフルエンザ発生に伴う学級閉鎖等について、10月の中旬から下旬に発生している学級が多く、週明けの月曜日・火曜日が多いという傾向がある旨を説明

教育長

ある学校のあるクラスがこの3カ月ぐらいでどのぐらい休業しているのかは、この資料からはわからない。極端なことを言うと、通常の半分ぐらいしかできないクラスもあるかもしれないし、1回の学級閉鎖だけで終わったところもあるであろう。保護者の中から、補習の授業もなくこんなに休んでいるのかという声もあるかもしれない。授業のことは教育指導課と学校とで話をしているところがあるが、わかる範囲で関係の資料を用意したい。

保健給食課長

現在、鋭意作成中である。

青木委員

インフルエンザは今年だけのことではなくて、また来年も同じようなことになるかもしれないので、補習などの学校側の対策を、事前に対策委員会などの組織で考えたり、あるいは先生の負担が増えないように、授業時間を確保できるように、何か方策を考えていただきたいと思うので、よろしく願います。

委員長

風邪薬を飲むにしても、医師の処方箋に沿って飲まない、抗体ができると、つぎに効かなくなるということがあるので、十分な対応をしていただきたい。細菌とウイルスというのは全く違って、体の細胞の中に入ってそこからどんどん広がっていくのがウイルスである。しっかりと対応していけば少しでも予防できるのではないかと。

委員長

それでは、報告の 番について、説明をお願いします。

スポーツ振興課長

資料の説明(説明要旨) 平成21年10月29日に専決処分した内容を説明

委員長

質問等はあるか。

青木委員

大げがをされて大変なことだったと思うが、滑りやすいなどの理由があったのだろうか

か。それは改善されたのであろうか。

スポーツ振興課長

点字ブロックのところに、若干の水がたまり滑りやすいという状況があった。直ちに改善して、今は滑らない状況になっている。

教育長

本当はこの事故が起こったときに、スポーツ振興課長が実際にプールに入って検証しなければいけなかった。大泉学園の体育館を建設したときに、私が実際にプールに行ったところ、滑るようなタイルを使っているところがたくさんあった。設計者はプールに実際に行かないからわからないことが多いし、見てくれで設計するところがあるのではないか。日本の場合には、デザイン優先などで実際に使っていない人たちが設計していることが多いのではないか。今回もそうなのである。ユニバーサルデザインということでは点字ブロックを貼ったが、それは濡れると滑るということは想定しなかった。ところが実際には、この件の前にも滑った人はいたのである。

転倒したがケガをしなかったから、そのままにしておいた部分がある。それが大問題であるので、指摘しておく。

委員長

今後は、十分に気をつけていただきたい。
その他の報告はあるか。

教育指導課長

本区の中学校で、理科の実験中に気分が悪いという訴えをした生徒がいたため、救急車で搬送されるということがあったので、ご報告させていただく。

11月6日金曜日の9時半に、大泉第二中学校において、理科の実験を行った。物質の変化を調べるため、鉄と硫黄を混ぜて熱を加え、そのままでは変化したかどうかはわからないので、薄い塩酸を加えて匂いをかくという実験内容であった。

担当の教員は、年間指導計画により、正しい時期に適正な手続きを経て、教科書どおりの指導をした。教科書にある事前注意のとおり、部屋の窓をすべて開けて、換気扇をすべて回していた。そして十分注意して行うという指導もきちんとしていた。ただし、1点だけ、薄い塩酸を加えるときに、教科書の指示はスポイドで2滴か3滴までというところを、実際ピーカーに薄い塩酸を入れて渡し、1滴ずつ垂らすようにという指導をした。その結果、2つのグループで2倍から3倍の薄い塩酸が入ってしまった。そのため、匂いや煙が少し立ち込めた状況になったが、その理科の授業はそのまま平穩に終わった。

授業の後になって、のどの痛みや頭痛の症状を訴えてくる女子生徒があらわれた。校長が理科の教員からの報告で硫化水素が微量であるが、発生するという実験を聞き、硫化水素の発生を重くみて119番をしたものである。その結果、消防、警察、マスコミ等が来たというところである。

念のために病院に搬送された生徒4人については、検査の結果異常はなかった。保健室で休んでいただけの生徒を入れると合計6人であるが、一番強く頭痛、発熱を訴えた生徒も、当日の病院の検査と翌日の検査で硫化水素は全く検出されなかった。消防が直後に理科室を検査した結果、硫化水素は空気中にも、その実験にいた生徒の衣服からも検出されなかった。

医者の診断結果は、37度の発熱と頭痛は硫化水素によるものではなく、その強い刺激臭をかいだためにパニックになってしまって、心理的に微熱が出たり頭痛がすることはあるということが正式に出た。その6人は、翌週の月曜日からは元気に正常に学校に復帰している。

概略は以上である。

教育長

以前報告したが、豊浜中学校の理科の実験で、事故にならなかったが、防護眼鏡をつける実験にもかかわらず防護眼鏡をしてなかったということがあった。その件を受けて、理科の実験については、基本に忠実に、なおかつ予備実験を必ずするというのをそのとき徹底をしたが、残念ながら、大泉第二中学校の理科の実験で、今、教育指導課長から話があったように、教科書どおりの実験をしていなかったということがあった。この教員に対してさらに指導をしていくということだけではなく、二度とこのようなことが起こらないように、全小・中学校に対して、理科の実験等も含めて、指導書、教科書どおりしっかりやるようにという通知を出したところである。今回は、たまたま軽傷で済んだが、大きな事故になったら大変である。

委員長

劇薬は慎重に扱わないと大変だと思う。慎重に扱わなければならないということを生徒に認識はさせているだろうと思うが、大勢の子供たちでは、なかなか聞いていないということもあるだろうと思う。今後このようなことがないように注意していただきたいと思う。よろしく願います。ほかにあるか。

庶務課長

第20回教育委員会定例会でご報告した以降の教育委員会後援名義等使用承認事業である。共催が1件、後援13件、協賛が1件、都合15件である。いずれも承認したものである。

報告は以上である。

委員長

何かこの件についてないか。よいか。

それでは、長時間にわたりご議論いただきありがとうございます。

それでは、第22回の教育委員会定例会を終了する。